

3. 職業実践力育成プログラム (BP) について

「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定制度について



平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)
「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

有識者会議において、認定要件等を検討

平成27年度から社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定

【目的】

プログラムの受講を通じて社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大

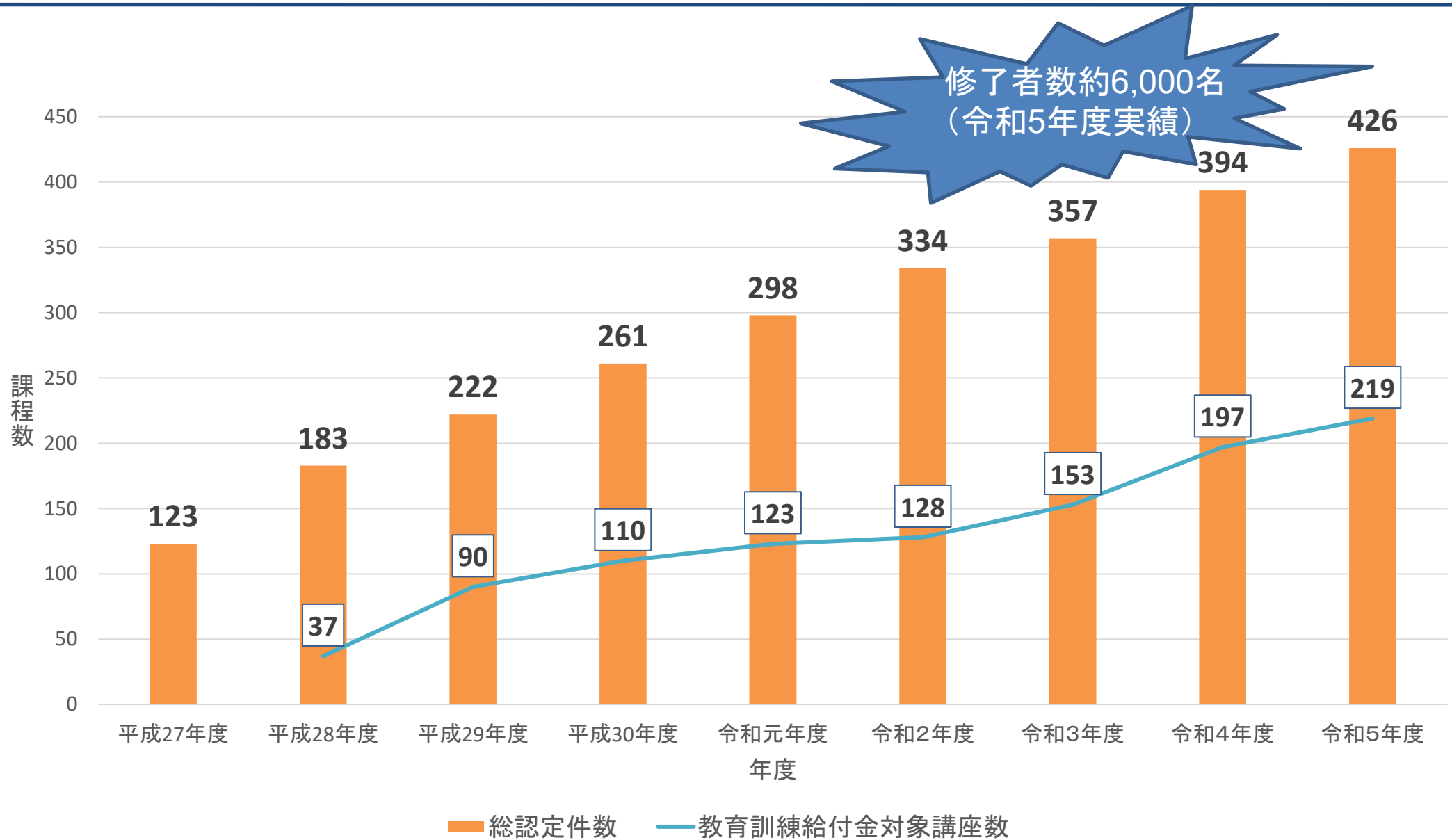
【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の下記課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を、以下の2つ以上の教育方法による授業で実施
 - ①実務家教員や実務家による授業 (専攻分野における概ね5年以上の実務経験有)
 - ②双方向若しくは多方向に行われる討論 (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)
 - ③実地での体験活動 (インターンシップ、留学や現地調査等)
 - ④企業等と連携した授業 (企業等とのフィールドワーク等)
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末開講・夜間開講、集中開講、オンライン授業、遠隔授業、IT活用等)

認定により、①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

※認定課程数(令和6年5月現在): 397課程
(うち教育訓練給付金指定講座(専門実践教育訓練)の数は219講座)

「職業実践力育成プログラム」 (BP) 認定課程数



令和5年度認定において、合計認定課程数**400課程**を超え、修了者数は**約6,000名**となっている！

BPのテーマについて

過去のテーマ（平成27年度認定～令和2年度認定）

平成27年度にBPの認定制度が始まってから5年間は以下の4テーマを設定。

一方で、新型コロナウイルス感染症による社会変化や、AI戦略にも記載されているデジタル人材のニーズの高まり等への対応が必要となっている。

このような状況を踏まえ、令和3年度の公募からはこれまでの4テーマに新たなテーマを追加した。

	テーマ	件数(※1)
1	女性活躍	70
2	非正規労働者のキャリアアップ	22
3	中小企業活性化	62
4	地方創生（地域活性化）	75

※1 1課程で複数のテーマを設定している場合有。

4テーマから10テーマに！

現在のテーマ（令和3年度認定～）

	テーマ	件数(※2)	備 考
1	女性活躍	56	現在のテーマから引き続き
2	地方創生（地域活性化）	74	現在のテーマから引き続き
3	中小企業活性化	55	現在のテーマから引き続き
4	DX（AI・IoT等）	37	
5	環境保全（カーボンニュートラル等）	9	
6	就労支援	24	現在のテーマ「非正規労働者のキャリアアップ」から変更
7	医療・介護	137	
8	ビジネス等（経済・政治等）	43	
9	起業（アントレプレナーシップ）	15	
10	防災・危機管理	17	

※2 令和5年度実施状況調査より。1課程で複数のテーマを設定している場合有。

BP申請に向けた大学側の手続きについて

職業実践力育成プログラム（BP）は、原則年1回公募を行います。

申請を行う大学等は、実施要項等に従い、**令和6年10月11日（金）17時まで（厳守）**に必要書類の提出をお願いします。

●令和6年度の職業実践力育成プログラム認定公募スケジュール（予定）

日 程	内 容
7月30日（火）	公募開始
10月11日（金）	公募〆切
10月中旬～12月上旬頃	文部科学省における審査
12月下旬～翌1月上旬頃	職業実践力育成プログラム（BP）認定（公示）
令和7年4月以降	認定を受けた職業実践力育成プログラム（BP）開始

●職業実践力育成プログラム 手続き関係（実施要項、申請書類等）

〔文部科学省HP〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/1360305.htm

●職業実践力育成プログラム 手続き関係の問い合わせについて

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課BP担当メールアドレス: syogai@mext.go.jp



令和6年度 職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム実施機関向けリカレント教育説明会

キャリア形成促進プログラムについて

文部科学省総合教育政策局専修学校教育振興室



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「キャリア形成促進プログラム」の文部科学大臣認定制度

平成29年3月「これからの専修学校教育の振興のあり方について」（報告） - これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（文部科学省） -

【社会人受入れ】

④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなることであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

平成30年6月 第3期教育振興基本計画（閣議決定）第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

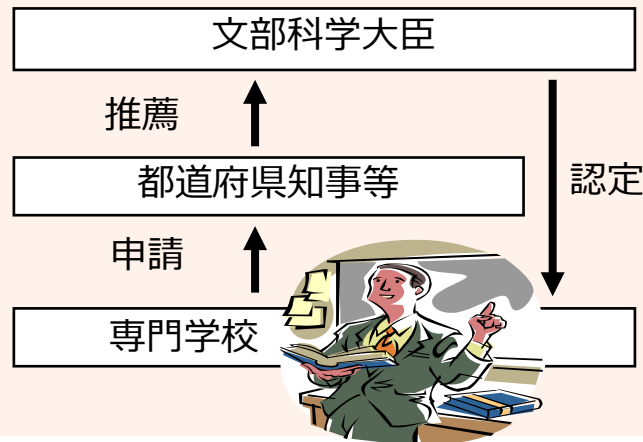
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標（12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

○ 社会人が働きながら学べる学習環境の整備

- ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大臣認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年未満（専門課程又は特別の課程）
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携する授業等が総時間数の5割以上
- 社会人が受講しやすい工夫の整備
- 試験等による受講者の成績評価を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との組織的連携

取組の可視化

学修成果の可視化

社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大

【認定状況】（令和5年12月26日現在）

17校、23課程

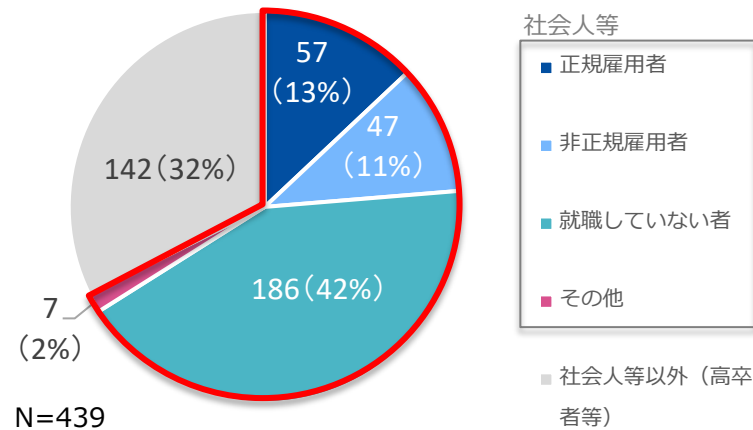
（うち21学科：1年制専門課程
2課程：履修証明プログラム）

分野	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業 実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	計
認定数	1	0	4	8	6	0	0	4	23

キャリア形成促進プログラムの実績（R3）について

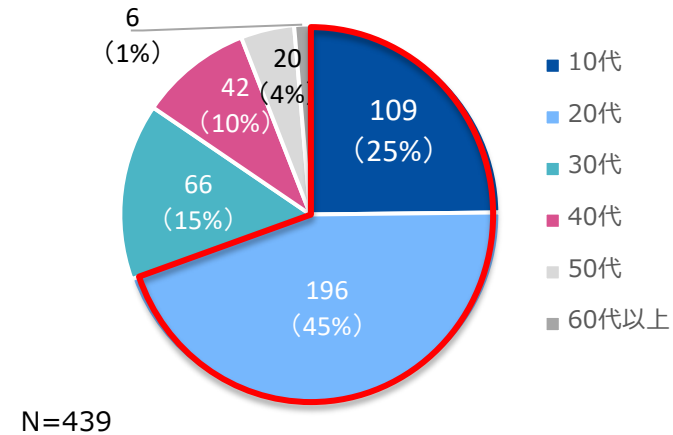
1. 受講者（属性）

⇒ 受講者は、約7割が社会人等。



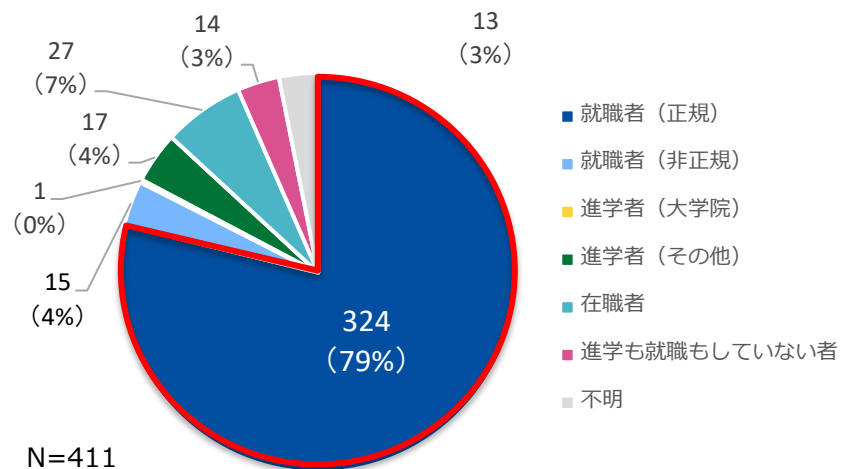
2. 受講者（年代別）

⇒ 受講者の年代は20代が約半数、10～20代で約7割を占める。



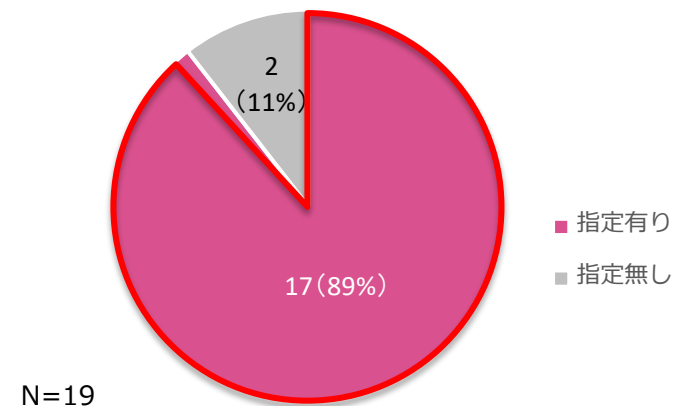
3. 修了者の進路

⇒ 修了者の進路は、約8割が正規の就職者。



4. 教育訓練給付金の指定（R4）

⇒ 教育訓練給付金は、認定学科の約9割が認定（厚労省）を受けている。



キャリア形成促進プログラム申請に向けた手続きについて

- キャリア形成促進プログラム（CP）は、毎年度 1 回認定を行います。
- 申請を行う専門学校は、実施要項等に従い、令和 6 年 11 月 29 日（金）までに必要書類の提出をお願いいたします。

令和 6 年度のスケジュール（予定）

日程	手続き	（参考）教育訓練給付金
令和 6 年 8 月	推薦依頼（文部科学省 → 都道府県等）	・ 厚生労働省が受付、審査、指定 ・ 申請時期は、例年 4 月、10 月の年 2 回 （CP との並行申請も可能。） ・ 指定時期は、1 月下旬～2 月上旬
令和 6 年 11 月 29 日（金）	提出締切（都道府県等 → 文部科学省）	
令和 6 年 12 月～	文部科学省における審査	
令和 7 年 1 月	キャリア形成促進プログラムの認定（公示）	
令和 7 年 4 月以降	認定を受けたキャリア形成促進プログラムの開始	

（参考）

- ・ キャリア形成促進プログラムについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1408442.htm

- ・ 手続き関係

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1408451.htm



【本件担当連絡先】

文部科学省生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL：03-6734-2915

MAIL：syosensy@mext.go.jp

専修学校を活用したリカレント教育の例（「キャリア形成促進プログラム」）

事例 「芸術専門課程 映画VFX専攻科」 （東京都、学校法人東放学園 東放学園映画専門学校）

企業と連携した実習ベースの実践的な授業に、専門学校ならではの専門的な知識・技術を習得するカリキュラムを設計し、強みを発揮。

概要

- VFX・CGに関する専門的な知識とスキルを1年間で集中的に学び、豊かな発想力ある映像技術者などを育成。
- 主に社会人を対象としており、夜間に開講し、1年間で充実した技術が身に付けられるようカリキュラムを編成。

【特徴】

- 充実した機材・設備環境の中で、日本のVFXを牽引する映像制作プロダクションである関連企業と連携した実習や実務家教員による授業、インターンシップ（カリキュラムの9割を構成）による実践的な授業の提供
- 反転授業を取り入れ、自宅等で映像等で予習を行った上で、授業では発展的な技術等を学ぶ。
- 社会人経験者数2020年度 3人/10人

【社会人が受講しやすいための工夫】

- 就業後に通えるように授業開始時間を設定
- 学習支援（授業を録画しアーカイブ化/いつでも視聴可）
- 行事への参加は可能な限り柔軟に対応

主なカリキュラム

- デジタルコンポジットⅠ～Ⅳ
コンポジット（合成）ソフト「After Effects」や「NukeX」の基本的なオペレーションから高度なスキルまでを習得する。
- コンポジット演習Ⅰ～Ⅱ
VFXを用いた映像作品を実際に制作していく中で、企画から完成までの工程を理解する。

※その他「3DCGⅠ～Ⅳ」「インターンシップ」等を通して、VFXに必要な専門知識や業界について習得するカリキュラムを提供



※VFX：ビジュアルエフェクト（映画等において、現実には見られない画面効果を実現するための技術）

「キャリア形成促進プログラム」の実践事例

事例 「看護専門課程 助産学科」(京都府、京都府医師会看護専門学校)

看護師の資格を持った者がさらに1年間かけて助産に特化した専門プログラムを受講することで、社会人(看護師)のキャリアアップを目指す。

概要

- ✓ 看護の基礎教育を基に、さらに助産に必要な専門的な知識・技術・態度を養うとともに、女性やその家族にとって安全・安楽で満足のいく質の高い助産サービスが提供できるかを追求。
- ✓ また、助産学の立場から、責任をもって主体的に問題解決に取り組める人材を育成することを目指す。
- ✓ 臨地実習では、京都市内・京都府北部地方での施設と連携し、地域に密着した妊産婦援助の実際や助産師が自然出産を独立して行うことの実際を学び、地域医療に貢献できる責任感のある人材育成に企業と学校が連携
- ✓ 全日制の1年間で、助産に関する専門分野の学習に専念できる。(1クラス20名)

※社会人受講者数2020年度 4人/20人

【社会人が受講しやすいための工夫】

- ・学び方の支援(自習室、学習方法のアドバイス等)
- ・行事参加など、可能な限り柔軟に対応
- ・卒業後進路、卒業生の相談対応等の支援

主なカリキュラム

- ・ 看護師の資格を持った人が、1年間の修学で助産師国家試験受験資格及び受胎調節実施指導員申請資格を取得するためのカリキュラム。
- ・ 基礎助産学・助産診断技術学・地域母子保健・助産管理(19単位510時間)
 - ✓ 助産のための基礎知識を学ぶ。
 - ✓ 女性など助産の対象となる方々の理解を深めるための授業。
- ・ 助産学実習(11単位495時間)
 - ✓ 一人の学生が、10例程度のお産に、また、妊娠期からお産後までを継続して一人の女性に寄り添うことで、お産とその前後の大切な時期を学ぶ。
 - ✓ 他に、性教育実践や助産院や保健センターでの実習もある。
- ・ 0時間授業
知識の定着、国家試験対策として、毎日小テストを実施。
- ・ 助産師として役立つ資格の取得
新生児蘇生法、母体急変時の初期対応ベーシックコースを卒業に際し、受講。



教育訓練給付制度の概要について

職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム対象講座の厚生労働大臣による教育訓練給付制度の講座指定について

- 教育訓練給付の概要
- 専門実践教育訓練給付の概要
- 特定一般教育訓練給付の概要
- 一般教育訓練給付の概要

教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u> を6か月ごとに支給。 - 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒<u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u> - 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒<u>受講費用の10%（上限年間8万円）</u>	<u>受講費用の40%（上限20万円）</u> 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒<u>受講費用の10%（上限5万円）</u>	<u>受講費用の20%（上限10万円）</u>
支給要件	○ <u>在職者又は離職後1年以内</u>（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ <u>雇用保険の被保険者期間3年以上</u>（初回の場合、専門実践教育訓練給付は<u>2年以上</u>、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は<u>1年以上</u>）		
講座数	2,972講座	705講座	12,045講座
受給者数	36,324人（初回受給者数）	3,670人	76,257人
講座指定類型	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程 ② <u>専門学校</u>の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程 ④ <u>大学等</u>の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（※2） ③ <u>短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム</u> 文部科学省連携	<u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等

（注）講座数は2024年4月時点、受給者数は2023年度実績（速報値）。（※1）2024年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）2024年10月1日付け指定から適用。3

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座
(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル2の資格取得を目指す講座
(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門実践教育訓練給付

最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕を受講者に支給(※1)

- ※1 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の70%〔年間上限56万円〕を支給
※2 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の40%〔上限20万円〕を支給

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
中小企業診断士試験
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科技工士
理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、栄養士
管理栄養士、保健師
美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師
主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員
資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント
検定試験

特定一般教育訓練給付

受講費用の50%〔上限25万円〕を受講者に支給(※2)

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカリリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱
管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)
職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)
キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)
専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)
短時間の職業実践力育成プログラム(人文科学・人文)
短時間のキャリア形成促進プログラム(文化教養関係)
修士・博士
履修証明
科目等履修生

専門実践教育訓練給付の概要

○労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講、修了した場合、その費用の一部を雇用保険により給付する制度として、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」等を創設し、中長期的なキャリアアップを支援。

専門実践教育訓練給付金の概要

厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講、修了等した場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給
 - 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給
 - 訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、受講費用の10%（上限年間8万円）を追加支給（※）
- （※）2024年10月1日以降に受講開始した者について適用。

<支給要件>

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

専門実践教育訓練の指定講座の概要

指定講座数：2,972講座（令和6年4月1日時点） ※以下①～⑦は当該講座数の内訳

①業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程

講座数：1,787講座

例）看護師・准看護師、介護福祉士、美容師、社会福祉士等

②専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム

講座数：685講座

例）商業実務、衛生関係、工業関係等

③専門職大学院

講座数：115講座

例）教職大学院、法科大学院、MBA等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数：219講座

例）自動車工学、会計マネジメント等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数：3講座

例）情報通信技術関係資格（シスコ技術者認定 CCNP）等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数：162講座

例）AI、データサイエンス セキュリティ等

⑦専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

講座数：1講座

特定一般教育訓練給付の概要

○労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講、修了した場合、その費用の一部を雇用保険により給付する制度として、令和元年10月に「特定一般教育訓練給付」を創設し、速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援。

特定一般教育訓練給付金の概要

厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（特定一般教育訓練）を受講、修了した場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の**40%（上限20万円）**を支給
 - 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、**受講費用の10%（上限年間5万円）**を追加支給（※）
- （※）2024年10月1日以降に受講開始した者について適用。

<支給要件>

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

特定一般教育訓練給付に係る指定講座の概要

指定講座数：705講座（令和6年4月1日時点）※以下①～③は当該講座数の内訳

①業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等

講座数：652講座

例）介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種免許 等

②情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数：11講座

例）基本情報技術者試験 等

③短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム

講座数：42講座

例）AI・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程 等

一般教育訓練給付の概要

一般教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣の指定する教育訓練（一般教育訓練）を修了した場合に、訓練費用の一定割合を支給

＜給付の内容＞

- 受講費用の**20%**（上限年間**10万円**）を支給

＜支給要件＞

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

一般教育訓練の指定講座の概要

全指定講座数：12,045講座（令和6年4月1日時点） ※以下①～⑨は当該講座数の内訳

①輸送・機械運転関係 7,647講座
（大型自動車、建設機械運転等）

②医療・社会福祉・保健衛生関係 1,956講座
（介護福祉士実務者養成研修等）

③専門的サービス関係 540講座
（税理士、社会保険労務士等）

④情報関係 271講座
（Webクリエイター、CAD利用技術者試験等）

⑤事務関係 406講座
（TOEIC、簿記検定、日本語教員等）

⑥営業・販売・サービス関係 183講座
（宅地建物取引士等）

⑦技術関係 305講座
（技術士、建築士、土木施工管理技士検定等）

⑧製造関係 20講座
（製菓衛生師等）

⑨その他 717講座
（大学院修士課程等）

修士・博士 666講座
履修証明プログラム 34講座
科目等履修生 15講座
法務博士（専門職） 2講座

一般教育訓練の指定講座数の推移

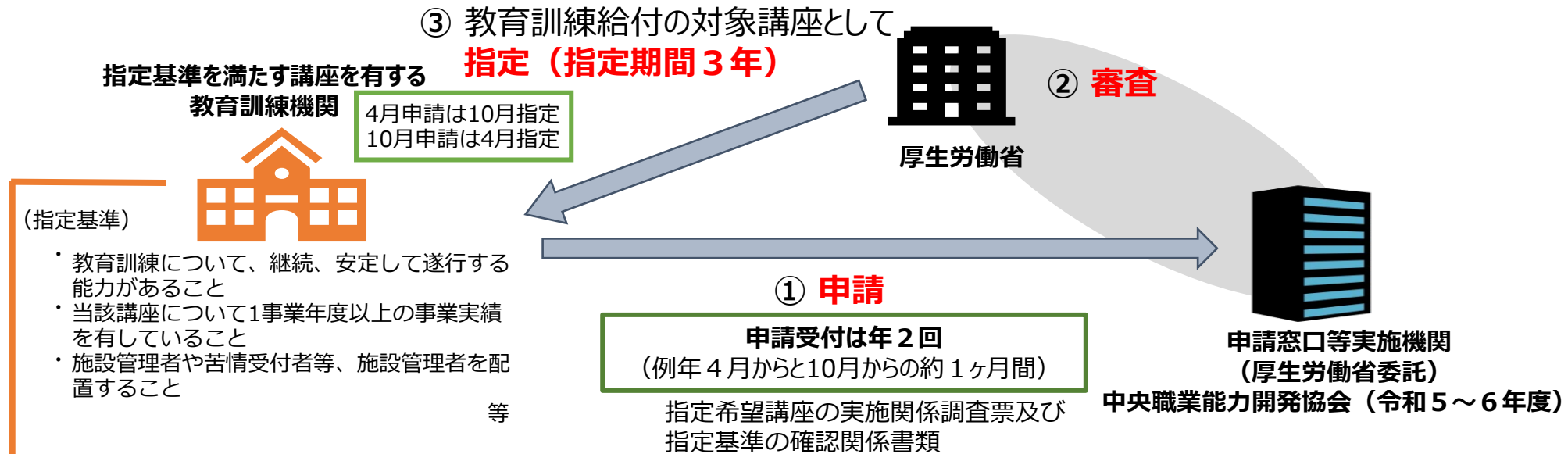
※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数（平成10年度については12月時点）

	平成10年度 （制度創設）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座数 （※）	3,445	11,299	11,701	11,237	11,067	11,378	11,625	12,045

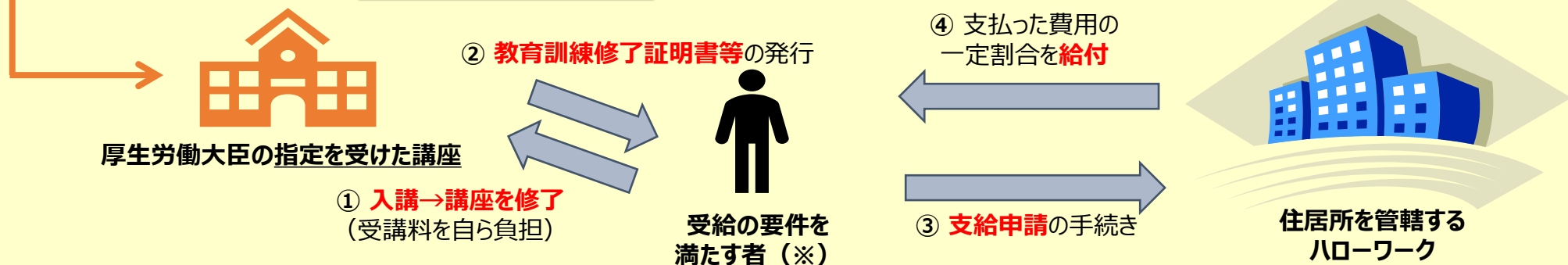
- 教育訓練給付の講座指定申請等の概要
- 教育訓練給付制度の主な指定基準について
- 講座指定申請の手続について

教育訓練給付の講座指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の**対象講座**になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を**受給**するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付制度の主な指定基準について

次の類型ごとに設定される指定基準を満たす教育訓練を、厚生労働大臣による指定の対象としています。

	類型	教育訓練の期間	講座実績（過去3か年度のいずれかの年度について、以下を満たすこと）
専門実践	業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程	○原則、1年以上3年以内であり、かつ当該資格の取得に必要な最低期間	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	専門学校の職業実践専門課程 及び キャリア形成促進プログラム	○職業実践専門過程：2年 ○キャリア形成促進プログラム ・専門課程：1年以上2年未満 ・特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年未満	就職・在職率80%以上
	専門職大学院	○2年以内（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最低期間）	就職・在職率80%以上（法科大学院は全受験者の平均合格率以上） 直近の認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	大学等の職業実践力育成プログラム	○正規の課程：1年以上2年以内 ○特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上 （大学院における正規課程） 就職・在職率80%以上 及び 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	第四次産業革命スキル習得講座等の課程		
	第四次産業革命スキル習得講座 （IT分野：ITスキル標準レベル3以上、IT活用分野：ITスキル標準レベル4相当） 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル3以上）	30時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上 入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
特定一般	専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	○専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程：4年以内 ○専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程：3年以内	就職・在職率80%以上 認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル2）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	短時間の職業実践力育成プログラム 及び キャリア形成促進プログラム	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が60時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	就職・在職率80%以上
一般	公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと、取得に必要な最低期間であること ○大学院修士・博士課程：3年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率
	上記に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率

指定申請の手続について

- ◆ 講座指定申請期間は年2回（①4月上旬～5月上旬（10月指定分）、②10月上旬～11月上旬（翌年4月指定分）です。いずれも、詳細は4月上旬及び10月上旬に厚生労働省ウェブサイトにおいて告知します。
- ◆ 厚生労働省ウェブサイトに掲載している各制度の「教育訓練施設向けパンフレット」、「提出書類チェック表」を確認いただきながら、申請様式に必要な事項を記載の上、添付資料とともに申請窓口実施機関へ提出をお願いします。

○ 厚生労働省ウェブサイト 講座指定申請手続きのページ（パンフレット・申請様式等を掲載）

専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00004.html	 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00003.html	 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03.html

○ 教育訓練機関向け動画

・教育訓練給付制度のご案内

※教育訓練給付制度の概要を紹介するショート動画です。



<https://www.youtube.com/watch?v=AHRnPGBW Cnc&t=1s>

・教育訓練給付制度 講座指定申請手続きのご案内

※講座指定を受けたことがない教育訓練機関向けに講座指定申請手続の流れや書類作成のイメージを紹介する動画です。



<https://www.youtube.com/watch?v=QVE6weLhpiw&t=2s>

○ 教育訓練講座検索システム

※指定講座はウェブ上の検索システムに掲載されます。



<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

【お問い合わせ先】

○ 講座指定の申請手続について（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課
電話 03-6758-2828・2824・2825

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

○ 教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口
<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

教育訓練給付制度の概要について

職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム対象講座の厚生労働大臣による教育訓練給付制度の講座指定について

- 教育訓練給付の概要
- 専門実践教育訓練給付の概要
- 特定一般教育訓練給付の概要
- 一般教育訓練給付の概要

教育訓練給付の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u> を6か月ごとに支給。 - 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒<u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u> - 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒<u>受講費用の10%（上限年間8万円）</u>	<u>受講費用の40%（上限20万円）</u> 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒<u>受講費用の10%（上限5万円）</u>	<u>受講費用の20%（上限10万円）</u>
支給要件	○ <u>在職者又は離職後1年以内</u>（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ <u>雇用保険の被保険者期間3年以上</u>（初回の場合、専門実践教育訓練給付は<u>2年以上</u>、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は<u>1年以上</u>）		
講座数	2,972講座	705講座	12,045講座
受給者数	36,324人（初回受給者数）	3,670人	76,257人
講座指定類型	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程 ② <u>専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム</u> 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程 ④ <u>大学等の職業実践力育成プログラム</u> 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（※2） ③ <u>短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム</u> 文部科学省連携	<u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等

（注）講座数は2024年4月時点、受給者数は2023年度実績（速報値）。（※1）2024年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）2024年10月1日付け指定から適用。14

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座
(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル2の資格取得を目指す講座
(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門実践教育訓練給付

最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕を受講者に支給(※1)

- ※1 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の70%〔年間上限56万円〕を支給
※2 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の40%〔上限20万円〕を支給

特定一般教育訓練給付

受講費用の50%〔上限25万円〕を受講者に支給(※2)

一般教育訓練給付

受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
中小企業診断士試験
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科技工士
理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、栄養士
管理栄養士、保健師
美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員
資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント
検定試験

営業・販売関係

調理師

宅地建物取引士資格試験

インテリアコーディネーター
パーソナルカリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱
管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士

電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師

パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

短時間の職業実践力育成プログラム(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム(文化教養関係)

修士・博士
履修証明
科目等履修生

専門実践教育訓練給付の概要

○労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講、修了した場合、その費用の一部を雇用保険により給付する制度として、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」等を創設し、中長期的なキャリアアップを支援。

専門実践教育訓練給付金の概要

厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講、修了等した場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給
 - 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給
 - 訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、受講費用の10%（上限年間8万円）を追加支給（※）
- （※）2024年10月1日以降に受講開始した者について適用。

<支給要件>

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

専門実践教育訓練の指定講座の概要

指定講座数：2,972講座（令和6年4月1日時点） ※以下①～⑦は当該講座数の内訳

①業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程

講座数：1,787講座

例）看護師・准看護師、介護福祉士、美容師、社会福祉士等

②専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム

講座数：685講座

例）商業実務、衛生関係、工業関係等

③専門職大学院

講座数：115講座

例）教職大学院、法科大学院、MBA等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数：219講座

例）自動車工学、会計マネジメント等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数：3講座

例）情報通信技術関係資格（シスコ技術者認定 CCNP）等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数：162講座

例）AI、データサイエンス セキュリティ等

⑦専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

講座数：1講座

特定一般教育訓練給付の概要

○労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講、修了した場合、その費用の一部を雇用保険により給付する制度として、令和元年10月に「特定一般教育訓練給付」を創設し、速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援。

特定一般教育訓練給付金の概要

厚生労働大臣の指定する速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（特定一般教育訓練）を受講、修了した場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の**40%（上限20万円）**を支給
 - 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、**受講費用の10%（上限年間5万円）**を追加支給（※）
- （※）2024年10月1日以降に受講開始した者について適用。

<支給要件>

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

特定一般教育訓練給付に係る指定講座の概要

指定講座数：705講座（令和6年4月1日時点）※以下①～③は当該講座数の内訳

①業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等

講座数：652講座

例）介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、大型自動車第一種免許 等

②情報通信技術に関する資格のうちITSSレベル2以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数：11講座

例）基本情報技術者試験 等

③短時間のキャリア形成促進プログラム及び職業実践力育成プログラム

講座数：42講座

例）AI・セキュリティ人材育成プログラム、認定看護管理者教育課程 等

一般教育訓練給付の概要

一般教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣の指定する教育訓練（一般教育訓練）を修了した場合に、訓練費用の一定割合を支給

＜給付の内容＞

- 受講費用の**20%**（上限年間**10万円**）を支給

＜支給要件＞

- 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者
- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は1年以上）を有する者

一般教育訓練の指定講座の概要

全指定講座数：12,045講座（令和6年4月1日時点） ※以下①～⑨は当該講座数の内訳

①輸送・機械運転関係 7,647講座
（大型自動車、建設機械運転等）

②医療・社会福祉・保健衛生関係 1,956講座
（介護福祉士実務者養成研修等）

③専門的サービス関係 540講座
（税理士、社会保険労務士等）

④情報関係 271講座
（Webクリエイター、CAD利用技術者試験等）

⑤事務関係 406講座
（TOEIC、簿記検定、日本語教員等）

⑥営業・販売・サービス関係 183講座
（宅地建物取引士等）

⑦技術関係 305講座
（技術士、建築士、土木施工管理技士検定等）

⑧製造関係 20講座
（製菓衛生師等）

⑨その他 717講座
（大学院修士課程等）

修士・博士 666講座
履修証明プログラム 34講座
科目等履修生 15講座
法務博士（専門職） 2講座

一般教育訓練の指定講座数の推移

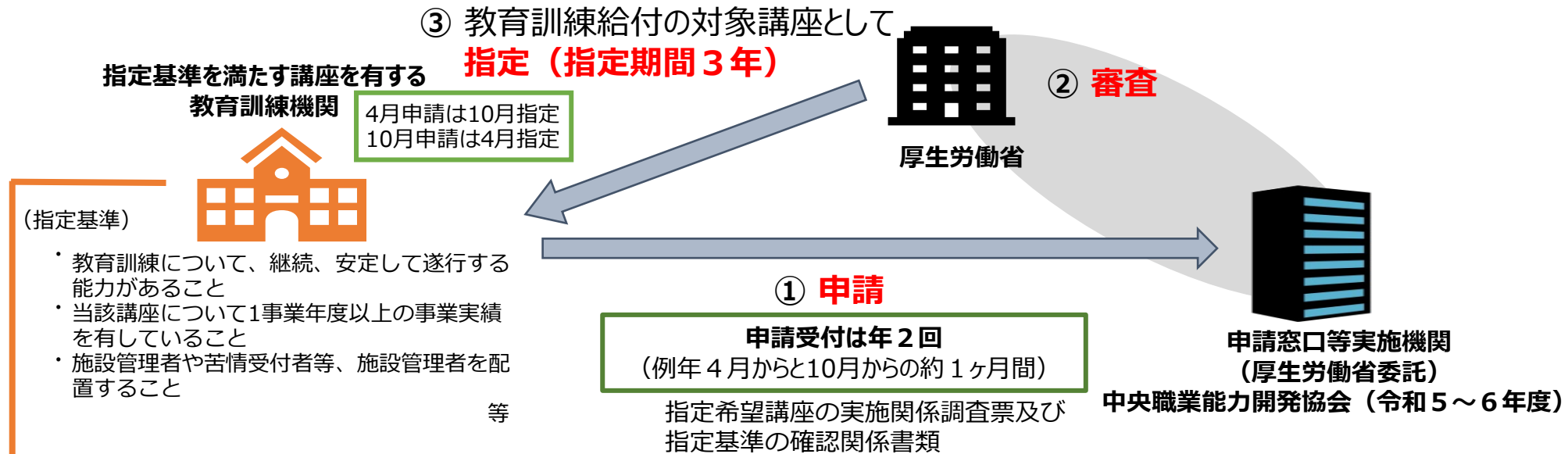
※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数（平成10年度については12月時点）

	平成10年度 （制度創設）	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座数 （※）	3,445	11,299	11,701	11,237	11,067	11,378	11,625	12,045

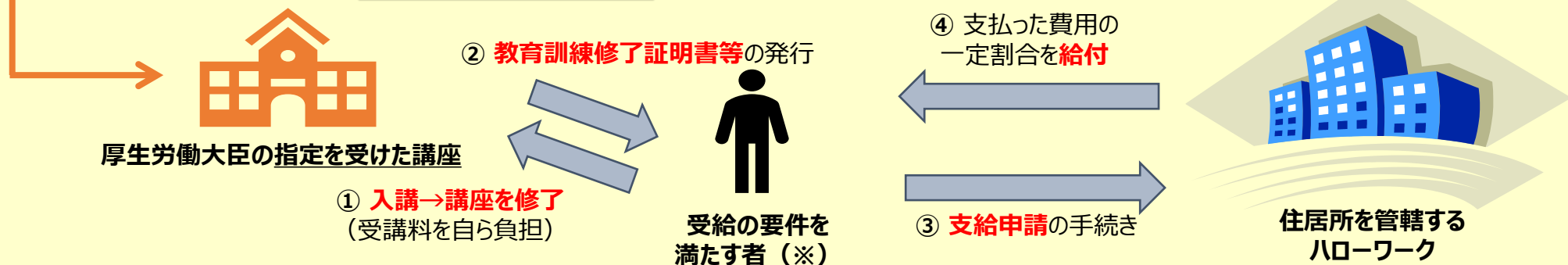
- 教育訓練給付の講座指定申請等の概要
- 教育訓練給付制度の主な指定基準について
- 講座指定申請の手続について

教育訓練給付の講座指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付制度の主な指定基準について

次の類型ごとに設定される指定基準を満たす教育訓練を、厚生労働大臣による指定の対象としています。

	類型	教育訓練の期間	講座実績（過去3か年度のいずれかの年度について、以下を満たすこと）
専門実践	業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程	○原則、1年以上3年以内であり、かつ当該資格の取得に必要な最低期間	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	専門学校の職業実践専門課程 及び キャリア形成促進プログラム	○職業実践専門過程：2年 ○キャリア形成促進プログラム ・専門課程：1年以上2年未満 ・特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年未満	就職・在職率80%以上
	専門職大学院	○2年以内（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最低期間）	就職・在職率80%以上（法科大学院は全受験者の平均合格率以上） 直近の認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	大学等の職業実践力育成プログラム	○正規の課程：1年以上2年以内 ○特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上 （大学院における正規課程） 就職・在職率80%以上 及び 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	第四次産業革命スキル習得講座等の課程		
	第四次産業革命スキル習得講座 （IT分野：ITスキル標準レベル3以上、IT活用分野：ITスキル標準レベル4相当） 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル3以上）	30時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上 入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
特定一般	専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	○専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程：4年以内 ○専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程：3年以内	就職・在職率80%以上 認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル2）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	短時間の職業実践力育成プログラム 及び キャリア形成促進プログラム	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が60時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	就職・在職率80%以上
一般	公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと、取得に必要な最低期間であること ○大学院修士・博士課程：3年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率
	上記に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率

指定申請の手続について

- ◆ 講座指定申請期間は年2回（①4月上旬～5月上旬（10月指定分）、②10月上旬～11月上旬（翌年4月指定分）です。いずれも、詳細は4月上旬及び10月上旬に厚生労働省ウェブサイトにおいて告知します。
- ◆ 厚生労働省ウェブサイトに掲載している各制度の「教育訓練施設向けパンフレット」、「提出書類チェック表」を確認いただきながら、申請様式に必要事項を記載の上、添付資料とともに申請窓口実施機関へ提出をお願いします。

○ 厚生労働省ウェブサイト 講座指定申請手続きのページ（パンフレット・申請様式等を掲載）

専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00004.html	 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00003.html	 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03.html

○ 教育訓練機関向け動画

・教育訓練給付制度のご案内

※教育訓練給付制度の概要を紹介するショート動画です。



<https://www.youtube.com/watch?v=AHRnPGBW Cnc&t=1s>

・教育訓練給付制度 講座指定申請手続きのご案内

※講座指定を受けたことがない教育訓練機関向けに講座指定申請手続の流れや書類作成のイメージを紹介する動画です。



<https://www.youtube.com/watch?v=QVE6weLhpiw&t=2s>

○ 教育訓練講座検索システム

※指定講座はウェブ上の検索システムに掲載されます。



<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

【お問い合わせ先】

○ 講座指定の申請手続について（申請の時期、書類の記入方法、指定基準等）

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課
電話 03-6758-2828・2824・2825

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室
電話 03-5253-1111（内線：5398・5390）

○ 教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問い合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口
<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>